

ポンプを使う人



消防庁 国民保護・防災部長 岡山 淳

江戸の「火消し」、明治からの「消防」、いずれも任務を端的に表していてわかりやすい。「江戸の華」と逆説的に呼ばれた火災被害の身近さからくる切実な表現であったのだろうか。英語で消防士はファイヤーマン (fireman：直訳すれば「火の男」)あるいはファイヤーファイター (firefighter：直訳すれば「火と戦う人」)。男女の別なく消防士が活躍する現代においてはファイヤーファイターが正しい英語ということになるようだが、いずれにせよ、燃え盛る火に果敢に立ち向かう消防士の心意気は世界共通という思いにさせる。

ところで、フランス語では、消防士のことを「ポンピエ」(pompier)という。そう、「ポンプを使う人」である。17世紀、手動ポンプが発明され、これを装備した「ポンプ衛兵隊」(gardes-pompes)が1716年にパリ最初の消防隊として創設されたことに由来する。もちろん、それ以前にも消防を任務とする人々がいたわけだが、消火の手段がせいぜいバケツリレーであったとすれば、特別の部隊、特別の職業と認識されなかったのだろう。素手では火災、その他の大きな災害に対応することができない以上、消防の仕事においては人、組織、訓練等ソフトと、ポンプにはじまる資機材等ハードが不可分の関係にあることをよく示していると思う。災害のありようの変化、技術の進歩、防火・防災意識の向上に伴い、ソフトとともに消防の装備から通信手段、建物等防火対象物サイドの設備・器具等まで、ハードをどう整え、使いこなすか、使いこなしてもらうかが常に見直されていくことになる。その大きな流れの中で、住宅用火災警報器の設置義務化は、すべての国民に日頃から「防災の人」になってもらう画期的なことと言えるのではないか。早期普及にあらゆる手を尽くしていただきたい。

さて、情報通信分野に長く身をおいてきた者として、ここでは同報系の市町村防災行政無線(以下「同報無線」という。)整備の必要性を強調しておきたい。同報無線は、豪雨や台風、地震、津波、火山噴火等の自然災害が発生した際に、避難勧告を迅速的確に多くの住民に伝達するために大きな役割を果たす。そのため、「消防力の整備指針」にも規定されており、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」いわゆる国民保護法においても、同報無線が警報を住民に速やかに伝達するための主要な手段と位置付けられている。さらに、人工衛星を経由して同報無線を自動起動することにより、住民に緊急情報を瞬時に伝達する全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備も進められており、10月からは気象庁の緊急地震速報の提供も始まる。このように、同報無線の重要性・有用性が一層増してきているが、全国平均の整備率は平成18年度末で75.2%、整備率100%の地域もある一方で30%代にとどまる地域もあり、消防庁としては引き続き、整備を積極的に推進していくこととしている。MCA無線のサービスや市町村デジタル移動通信システムを利用して同等の機能を実現することも可能であり、また、特別な財政措置も確保しているので、すべての市町村住民が一日も早く「同報無線を使う人」となるよう積極的な取組をお願いしたい。

消防の動き



平成19年
10月号

No. 439

- 平成20年度消防庁重点政策
- 平成20年度消防庁予算概算要求の概要
- 「危険物施設における保安の充実方策のあり方検討会」の発足
- 「救急業務高度化推進検討会」の発足



平成20年度消防庁重点政策

総務課

1 消防防災行政の意義

国民の安心と安全の確保は政府の基本的な責務であるとともに、安定した経済成長の基盤である。我が国においては全国どこでも大規模地震が発生する可能性を有するとともに、実際に地震や風水害等の自然災害が頻発している。また、国際情勢・社会経済情勢の変化により、テロや危険物事故、大規模な人為的事故の危険性が高まっている。こうした中、これらの災害に揺るがない社会を構築し、引き続き我が国の優位性である安心・安全を確保していかなくてはならない。

そのため、消防庁は、大規模地震・大規模災害に対する備えや消防防災・危機管理体制の強化、火災予防対策や消防防災科学技術の向上、地域防災力の強化、救急救命の充実と高度化など、総合的な消防防災対策を積極的に展開する。

2 消防防災行政を取り巻く状況

大規模化・複雑多様化する災害や、国内外の経済社会情勢の変化等により、消防防災行政を取り巻く状況は、年々変化している。

第一に、災害の大規模化などへの的確な対応が求められている。改正消防法に基づく民間事業所における自衛消防力の確保の促進や、緊急消防援助隊の充実強化・被災地情報の収集能力の向上、テロ災害対応装備の整備など、大規模地震・大規模災害に対する備えの強化が急務となっている。

第二に、消防防災行政の根幹を担う体制の充実・強化が求められている。改正消防組織法に基づく消防の広域化の推進や、地方公共団体における危機管理体制の整備方策についての検討、地域防災の要である消防団員の充実・強化に向けた取組など、消防防災・危機管理体制の強化を引き続き推進していく必要がある。

第三に、火災予防対策等の積極的な推進が求められている。危険物施設における事故は増加の一途をたどっており、早急な危険物事故の防止対策が必要である。また、安全性が確保されていない小規模建築物等の火災による被害や、依然として高い水準にある住宅火災や放火火災への早急な対策が必要となっている。

第四に、科学技術の進歩を国民の安心・安全の分野に積極的に活用することが求められている。消防防災分野での産学官連携の推進や消防の現場への科学技術の導入、ユビキタスやブロードバンド等 ICT を活用した情報伝達の高度化など、

消防防災科学技術の向上が急務となっている。

第五に、身近な生活の安心・安全の確保が重要となっている。大地震や風水害、テロなどから地域住民の安心・安全を確保するため、地域コミュニティ活動の活性化等による地域防災力の強化が重要な課題となっている。

第六に、救急救命の充実・高度化が一層重要となっている。救急需要が引き続き高水準で推移することが見込まれている中で、真に緊急を要する傷病者へ迅速な対応を行うことのできる体制の整備が求められている。また、AED（自動体外式除細動器）や応急手当の普及啓発の推進が課題となっている。

第七に、海外で大規模災害による甚大な被害が頻発している中、我が国の高度な消防防災技術・救助技術に対する期待はますます高まっており、国際協力や国際貢献の一層の推進が求められている。

このため、以下の事項を重点的に実施する。

3 重点的に推進すべき事項

I 大規模地震・大規模災害に対する備えの強化

1. 民間事業所における自衛消防力の確保

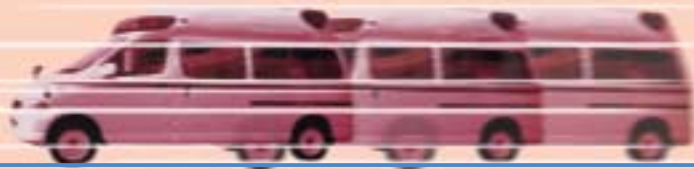
自衛消防組織の設置や大規模地震に対応した消防計画の作成の義務付けを内容とする消防法の改正を受け、消防計画のガイドラインの策定や優良事例の紹介、消防機関への技術的支援等により民間事業所における自衛消防力の確保を促進する。

2. 防災拠点となる公共施設等の耐震化、家具の転倒防止対策等の推進

切迫する大地震に備え、耐震率100%を目指し防災対策事業債の活用促進等により防災拠点となる公共施設等の耐震化を更に進めるとともに、地方交付税により地方公共団体を支援し、家具転倒防止等地域における自主防災の取組を推進する。

3. 緊急消防援助隊の充実と運用の強化

東海地震等の著しい被害が想定される大規模地震災害における緊急消防援助隊の一層効果的な部隊運用を図るため、被災市町村をまたがる部隊移動を迅速に行うなど、部隊配備を総合的に調整する仕組み等について検討を行う。



また、緊急消防援助隊の基本計画に基づき、登録部隊数4,000隊（平成20年度中。平成19年4月現在、3,751隊。）に向けた取組を引き続き推進し、装備の充実を図るとともに、指揮・連携能力を向上させるため、関係機関と連携したより実践的な地域ブロック合同訓練を実施する。

4. 航空機の利活用による被災地情報の収集能力の向上

夜間における情報収集のための資機材の整備等により、夜間運航体制の整備を含めた即応体制の強化を図るとともに、ヘリコプターの利活用による全国的な被災地情報の収集体制を整備する。

5. NBCテロ災害対応の充実・強化

特別高度救助隊及び高度救助隊等に化学検知器を整備するとともに、消防大学校においてテロ災害に対応した救助隊幹部の養成を拡充する。また、原子力テロ災害対応訓練の充実を図る。

6. 原子力施設における消防との連携による防火防災対策の充実・強化

原子力施設の消防用施設及び自衛消防体制など、地震災害時等における防火防災対策の充実・強化が図られるよう、消防機関との連携を強化する。

II 消防防災・危機管理体制の強化

1. 消防の広域化の積極的推進

消防組織法及び市町村の消防の広域化に関する基本指針に基づき、消防の広域化を引き続き積極的に推進する。

このため、消防庁長官を本部長とする消防広域化推進本部の下で、都道府県の広域化推進計画を踏まえた市町村の広域消防運営計画作成を促進・支援するとともに、広域化推進アドバイザーの派遣による助言・指導、広域化に係る諸課題に関する相談体制の確保、広報及び普及啓発活動その他の必要な援助等を行う。

2. 消防団の充実・強化のための施策の積極的推進

日本消防協会、経済団体及び都道府県等との連携、機能別団員・分団制度の一層の活用、「消防団協力事業所表示制度」の全国的な普及、入団促進キャンペーンの展開等により、団員確保の取組を強化するとともに、救助活動や災害現地情報の発信等、今後、期待される新たな役割を消防団が果たすことができるよう、環境整備を進める。

また、シンポジウム、出前講座等全国的な広報活動により、消防団活動に対する国民の認知度を高める。

さらに、消防団と民間事業所の自衛消防組織や自主防災組織等の民間組織・団体との連携を強化し、地域の消防防災力

の一層の充実を図る。

3. 地方公共団体における総合的な危機管理体制の構築

平成18年度、19年度において開催された「地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会」の結果を踏まえ、市町村における総合的な危機管理体制の強化を図るため、消防機関と首長部局の連携等市町村特有の事情を踏まえつつ、市町村における総合的な危機管理体制の整備方策等について検討する。

4. 地方公共団体における災害対策本部の意思決定機能の充実・強化

災害の各段階における意思決定等近年の災害経験の全国的な共有や人的な相互応援の更なる活用など、災害対策本部の機能の充実・強化を支援するための方策について、検討を行う。

5. 国民保護体制の充実・強化

全国瞬時警報システム（J-ALERT）の全国的な整備を推進し国民保護体制を充実・強化するとともに、国と地方公共団体共同の訓練の実施、啓発資料の作成・配布等を通じて、国民保護に対する国民の理解の促進を図る。

6. 消防救急無線のデジタル化の促進

消防の広域化と歩調を合わせ、消防救急無線のデジタル化が円滑に行われるよう、消防本部や都道府県に無線等に関する専門的な知見を有する相談員を派遣する。また、無線機の価格の低廉化や実運用に即して策定する全国共通の消防救急デジタル無線の仕様を踏まえ、技術検証を実施する。併せて、消防車両動態システム等に関して、大規模災害時の広域応援活動にも活用可能となるよう検討を行う。

7. 防災行政無線の整備等の促進

未整備市町村（平成19年3月31日現在、整備率75.2%）における防災行政無線の整備を促進し、防災行政無線の普及を図るとともに、防災行政無線に代わるMCA無線システム（Multi Channel Access System）等の活用方策を含め、災害時の住民への情報伝達のあり方について検討を行う。

8. 北海道洞爺湖サミットにおける消防・救急体制の確保

平成20年7月に開催される北海道洞爺湖サミットの成功について万全を期すため、関係省庁及び関係地方公共団体と十分な連携を図りながら、関係市町村における十分な消防・救急体制を確保する。



Ⅲ 火災予防対策等の積極的推進

1. 住宅防火対策の推進

住宅火災による死者数を半減させることを目標とし、住民の十分な理解を得るよう、既存住宅への住宅用火災警報器の設置に向けた普及啓発活動等を集中的に実施する。また、防災品の使用拡大を促進する。

2. 危険物施設等の安全対策の充実・強化

「危険物事故防止アクションプラン」に基づく官民一体となった事故防止対策を推進するとともに、危険物施設の腐食防止・抑制対策や、近年大災害に直結しうることが多発しているインナーフロートタンク（内部浮き蓋付きタンク）に係る技術基準等の整備に取り組む。

また、地震・津波が大規模危険物施設に与える被害の予測と有効な被害軽減方策の整備を図る。

3. 危険物事故防止のための制度の見直し

近年増加している危険物施設における火災・漏えい事故への対策や切迫する大地震を考慮した危険物施設の更なる安全対策が急務であることから、危険物施設の保安体制や事故の原因調査等、危険物施設の安全対策のあり方について制度の見直しに取り組む。

4. 石油コンビナート災害対策の充実・強化

大規模災害時を想定した大容量泡放射システムの導入を推進するとともに、泡消火薬剤の相互調達など防災関係機関の連携のあり方の検討を踏まえ、県域を越える広域的な防災体制を確立する。

5. 放火火災防止対策を含めた安心・安全なまちづくり活動の推進

10年連続で火災原因の第1位となっている放火火災（放火の疑い含む）の低減のため、消防団、婦人（女性）防火クラブ、自主防災組織の連携による防災全般を対象とした地域づくり活動を支援する。

6. 安全性が確保されていない建築物における防火安全対策の推進

近年、高齢者グループホーム、カラオケボックス、温泉施設など小規模な建築物の火災によって大きな人的被害が生じているため、立入検査やこれを補完する情報収集、不特定多数の人が出入りする小規模建築物等に対する重点的な違反是正、予防面における警防職員の活用、法令遵守状況の表示等による積極的な情報提供、消防用設備等のハード面の対策のあり方など、効果的・効率的な防火安全性の確保方策について検討する。

Ⅳ 消防防災科学技術の向上

1. 消防防災分野におけるICT活用のための産学官連携の推進

ユビキタスやブロードバンドなど最新ICTを活用し、消防防災活動の高度化に資するために、研究開発の初期段階から、消防の現場ニーズ・政策ニーズと研究機関の技術シーズを踏まえ、産学官が連携し研究開発を進められる体制を構築する。

また、技術動向に関する調査、情報化の推進戦略の検討を行うとともに、電子タグを利用した高度情報化などの実用化に向けた実証・評価並びに要求仕様の策定に取り組む。

2. 消防の現場への科学技術の導入の強化

産学官の連携により実践的な研究開発を行う消防防災科学技術研究推進制度について、災害現場に密着した研究開発への重点化を一層推し進める。

また、消防防災分野における研究開発の情報を積極的に発信し、ナノテク消防防護服など消防本部の装備・機器等の高度化を推進するとともに、消防研究センターにおける研究開発等についても、消防本部との連携を強化する。

さらに、火災態様の特異・特殊化に対応するため、消防本部における火災原因調査について、最新の科学技術を活用できる基盤整備を進める。

3. 消防庁と地方公共団体の間の情報伝達ネットワークの強化

国と地方公共団体をつなぐ消防防災無線のIP化を実施し、高速な通信を実現するとともに、LWLAN等をバックアップ回線として活用し、確実な情報伝達を可能とすることにより、消防庁と地方公共団体の間の情報収集・伝達体制を強化する。

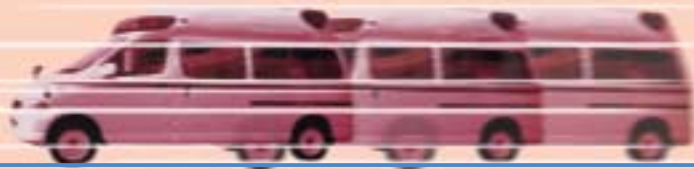
4. 携帯電話等からの通報受信体制の充実

携帯電話及びIP電話等からの119番通報が増加しているため、携帯電話等からの119番通報の通報者位置情報が表示できるシステムの導入を推進する。

また、NTT固定電話からの通報に関して、IP電話等と同じシステムによる通報者位置情報の通知の可否について、技術的検討を進める。

5. ICTを活用した効果的な人材育成の推進

様々な態様の災害現場をシミュレートし、消防職員（指揮者）の災害現場における情報収集・整理能力、判断力、指揮命令能力等を養成するシステムの拡充等を進める。また、消防大学校における教育の効率的・効果的な実施のため、eラーニングによる個別教育の充実を図る。



6. 震度情報ネットワークシステムの高度化

震度情報ネットワークシステムの通信の高速化、大容量化等が必要とされていることを踏まえ、地震情報が迅速かつ確実に把握できるよう、システムの施設や設備の更新・高度化を促進する。

V 地域防災力の強化

1. 地域防災力の強化とコミュニティ活動の活性化

自主防災組織率の向上、自主防災組織の強化のため、市町村、都道府県各レベルでの連絡協議会の体制の充実を図るとともに、防災研修の実施を通じ、自主防災組織の結成促進を図る。

また、コミュニティ活動の活性化により地域社会の再生を図ることも念頭に置きつつ、住民相互間の協力及び信頼関係を醸成するため、消防団をはじめ優れた知識、技能等を持つ組織や個人と自主防災組織との一層の連携を推進する。

2. 地域安心安全ステーションの全国展開

自主防災組織等の地域住民が消防職団員の指導のもと消火訓練・応急手当訓練等を実施する地域安心安全ステーションについて、これまでの整備、消防団や婦人（女性）防火クラブとの連携等の成果を踏まえ、地域安心安全ステーション優良実践者を派遣して出前講座等を実施し、優良事例等を情報提供することにより、本格的な全国展開に向けた取組を推進する。

3. 災害時要援護者支援対策の推進

地方公共団体が作成する災害時要援護者避難支援プランについて、関係者間における要援護者情報の適切な共有等により、同プランの策定が促進されるよう、全国的な普及啓発活動を進める。

4. 緊急物資調達の調整体制の構築

各地方公共団体が備蓄している物資の内容・数量等をあらかじめ把握し、被災地方公共団体が必要とする災害支援物資が的確かつ円滑に供給されるための情報共有を推進する。

5. 水難救助活動を行う民間との連携の推進

水難事故の現場において、ファーストレスポnder（一次対応者）としての役割を持つライフガード（水難救助員）等の水辺で人命救助活動を実施している民間団体等と救助行政との連携体制や、その支援方策等について研究し、地域の救助体制の一層の充実・強化を図る。

VI 救急救命の充実・高度化

1. 救急需要の増大に対する新たな取組

救急需要が引き続き高水準で推移することが見込まれる中で救命率の向上を図るため、トリアージ（緊急度・重症度の選別）の実用化に向けた検討や、住民に対する救急車の適正利用の呼びかけ等を行うことにより、真に緊急を要する傷病者に対する迅速な対応が可能な救急体制の整備を促進する。

2. 救命率の向上に向けたAED・応急手当の普及啓発の推進

AED（自動体外式除細動器）等救命機器の効率的な配置、設置場所の把握・公表、高機能化の検討等を関係機関との連携の下で進めるとともに、救命講習の充実や受講の推進を図ることにより、いつでも・どこでも・誰でも効果的な応急手当を行うことのできる社会を形成する。

3. 災害時における消防と医療の連携の推進

平成18年度、19年度に開催された「災害時における消防と医療の連携に関する検討会」における検討結果を踏まえ、消防と医療の連携モデルの作成・普及を図るとともに、様々な災害の想定の下での消防と医療チームの連携訓練を実施する。

4. 新型インフルエンザ対策の推進

新型インフルエンザが発生した際の関係機関の対応をまとめた「新型インフルエンザ対策ガイドライン」に基づき、救急隊員の感染防御対策及び新型インフルエンザ患者の搬送体制等の検討を行い、新型インフルエンザ発生時における適切な救急業務提供体制の整備を推進する。

VII 消防防災分野における国際協力

1. 国際的消防援助体制の充実

被災国への国際消防救助隊（I R T - J F : International Rescue Team of Japanese Fire-Service）の派遣を効果的なものとするため、国際消防救助隊セミナー等国際緊急援助活動に関する訓練・研修を実施し、活動体制の充実・強化を図る。

2. 消防の国際協力及び国際交流の推進

開発途上国等の消防防災能力構築のため、アジア諸国における消防防災に関するセミナーの開催、消防防災分野の専門家の派遣等を実施する。国内においては、地方公共団体等の協力も得ながら、研修員の受入れ等を行う。

また、消防防災における国際交流を図るため、各国の消防行政に携わる幹部職員の招聘や消防防災関係者との交流、情報発信力の強化等を行う。



平成20年度消防庁予算概算要求の概要

総務課

1 概算要求の概要

(1) 概算要求に当たっての基本的な考え方

従来、我が国は充実した災害対策や治安の良さ、安全な社会インフラ等の安心・安全な社会を基盤とした経済活動を行っており、これらは我が国経済の国際競争力の源泉ともなってきた。

ところが昨今では、頻発する豪雨災害にみられるように自然災害が深刻化していることに加えて、新潟県中越沖地震及び能登半島地震といったたび重なる震災の発生は、我が国のおかれた自然条件等の厳しさを改めて認識させるものとなっている。また、東京都渋谷区の温泉施設で発生した爆発火災等の企業災害の増加やＪＲ西日本福知山線列車事故のように、これまで安全と信じられてきたインフラ施設における事故・人災の発生、さらには大規模地震やＮＢＣテロ災害等の発生に対する懸念もあり、我が国の安心・安全神話には揺らぎが生じているのが現状である。

こうした危機感の中、政府がこの６月に閣議決定した「経済財政改革の基本方針2007」においては、「国民の安全と安心の確保は安定した経済成長の基盤である。政府は、治安再生、防災・減災対策、エネルギー政策等を戦略的に推進し、世界の規範となる安全・安心な国づくりを実現する」ということが明記された。

これを受けて、総務省重点施策及び消防庁重点政策においても、同じ認識の下、「大規模地震・大規模災害に対する備えや消防防災・危機管理体制の強化、火災予防対策や消防防災科学技術の向上、地域防災力の強化、救急救命の充実と高度化など、総合的な消防防災対策を積極的に展開する」ことを確認したところであり、消防庁の平成20年度概算要求に当たっても、このことを基本的な考え方としている。

(2) 予算フレーム

(1) で述べた考え方に加え、後述 3 の概算要求基準を踏まえて、平成20年度要求額は161億41百万円としており、19年度当初予算と比較して25億77百万円の増となっている。

このうち、緊急消防援助隊関係の車両や資機材を対象

とする緊急消防援助隊設備整備費補助金については、19年度予算（50億円）比で2億円（4％）増となる52億円を要求し、また、耐震性貯水槽や高機能消防指令センター等を対象とする消防防災施設整備費補助金については、19年度予算（33億51百万円）同額の33億51百万円を要求している。

また、その他の事業費等については、19年度予算（50億93百万円）比で23億77百万円（46.7％）増の74億70百万円を要求している。

2 主要施策

以下、平成20年度概算要求における主要事項について解説する。

(1) 民間事業所における自衛消防力の確保

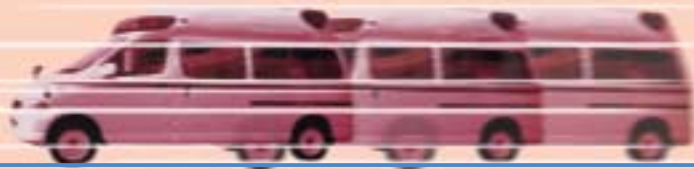
東海地震、東南海・南海地震や首都直下地震の発生が切迫している状況の中、今年６月に大規模地震への対応や自衛消防組織の設置等を義務付ける消防法の改正を行ったところである。

法改正により、大規模地震に対応した消防計画の作成や消防訓練の実施が必要であることから、①消防計画、消防訓練に関する科学的調査研究を行い、民間事業所へ提供、②優良な取組の紹介・表彰、全国的講習会等の開催、③事業所における地域貢献の推進、④全国の消防機関に対する技術的支援や実施体制の強化促進等の方策について検討することにより制度のスムーズな導入を図るものである。平成20年度は、このための経費として総額1億円を新規に要求している。

(2) 緊急消防援助隊の充実強化

近年、東海地震、東南海・南海地震、首都直下型地震等の切迫性やＮＢＣテロ災害発生等の危険性の高まりが指摘されており、国家的見地から緊急消防援助隊の更なる充実強化が必要となっている。

このため、平成15年度に策定した「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」を平成17年度に改正（登録目標部隊数を平成20年度までに3,000隊から4,000隊規模へ）し、計画的に増強を図って



いるところである。

平成20年度も、引き続き4,000隊規模への増強を進めるため、緊急消防援助隊設備整備費補助金として52億円を要求している。

（３）特別高度工作車の整備【重点施策推進要望】

平成18年4月に、平成16年新潟県中越地震や平成17年ＪＲ西日本福知山線列車事故等を教訓に特別高度救助隊が創設されたことに伴い、大型ブローアーク車及びウォーターカッター車を5台整備し、特別高度救助隊の教育訓練装備を整備したところであるが、現行の体制では十分な訓練を行うことができない状況である。

このことから、平成20年度は、大型ブローアーク車やウォーターカッター等の機能を兼ね備えた新型車両7台を整備し、教育訓練体制の充実、強化を図り、全国的な救助体制の強化を図るため、総額5億2500万円を新規に要求している。

（４）市町村消防の広域化の推進

市町村消防の広域化については、平成18年6月に消防組織法を改正し、改正法に基づき、消防庁長官が基本指針を策定したところである。この基本指針においては、平成19年度中に都道府県が推進計画を策定し、推進計画策定後5年度（平成24年度）以内までに広域化を目指すこととしている。

これに基づき、推進計画策定後の平成20年度から、各広域化対象市町村間において広域化に向けた具体的な協議が行われることから、広域化に向けた体制、組織、人事、財政等の諸課題について、個別・具体的に助言や情報提供を行い、広域化の実現を支援する。平成20年度は、消防広域化推進アドバイザーの派遣や消防広域化セミナーの開催、パンフレットの配布等を行う経費として、総額1300万円を要求している。

（５）消防団による地域活動の推進

消防団は、地域防災の中核的存在として、災害対応はもとより地域コミュニティの維持、振興にも大きな役割を果たしているが、その一方で、あまりにも消防団について知られていないという現状がある。

そこで、ホームページ、メルマガ、新聞広告等を活用した消防団活動への理解促進を図るとともに、シンポジウムを開催し、消防団活動の重要性を啓発する。また、青少年・若年層向けに消防団についての分かりやすい小冊子を作成し、高校・大学を中心に配布して理解促進を

図る。

また、全消防団員の約7割が会社員等であるため、事業所から消防団への一層の理解と協力を得て、会社員等が入団しやすい環境を整備するため、「消防団協力事業所表示制度」の全国展開を図る。

平成20年度は、これらのための経費として総額9000万円を要求している。

（６）住宅用火災警報器等の普及促進

高齢化の進展とともに住宅火災による死者数は増加傾向（直近4年連続で1,000人超）にあり、住宅防火対策が一層重要な課題となっている。

このため、平成16年消防法の改正により住宅用火災警報器の設置を義務付けたところであるが、全面適用される平成23年までの設置徹底を図るとともに、防災製品導入等を含めた総合的な住宅防火対策の普及促進を図ることが必要である。

平成20年度は、必要な性能試験や調査分析を通じて、非火災報への対応方策検討、適切な管理点検体制の整備、効果計測・推計方法の確立、普及徹底に向けた指導方針の策定等を実施するため、総額6000万円を要求している。

（７）火災危険性の高い小規模施設に対応した防火対策の推進

平成18年1月に長崎県大村市で発生した認知症高齢者グループホーム火災や今年1月に兵庫県で発生したカラオケボックス火災、また、今年6月の渋谷区温泉施設爆発火災等を受け、小規模施設特有の危険要因や小規模施設の危険性などが軽視されていることなどが浮き彫りとなってきた。

そこで、小規模施設特有のリスク分析を行い、基準や、当該基準適合の確保のあり方などを検討し、防火対策に反映させる必要がある。

平成20年度は、小規模施設の実態（構造・設備、収容者、運営形態等）を考慮した火災危険性の分析や小規模施設に対応した防火安全対策の検討、小規模施設における実効的な防火安全対策の遵守方策の検討等を行うため、総額3700万円を新規に要求している。

（８）屋外貯蔵タンクの安全対策の充実

近年、地震時や通常運転中における内部浮き蓋の沈没・損傷事故が多発している。既存の内部浮き蓋の中には、強度性能・浮力性能に問題のあるものが存在するが、内部浮き蓋付き屋外貯蔵タンク（インナーフロートタンク）



に対する具体的な法令上の技術基準は規定されていない。そのような中、浮き屋根式屋外タンクをインナーフロートタンクに改修する動きがあることから、インナーフロートタンクの耐震性・安全性を確保するために、早急な法令の整備が必要である。

平成20年度は、鋼製内部浮き蓋付きタンクの技術基準を立案するとともに、アルミ合金製内部浮き蓋についての検討を開始するため、総額1億19百万円を新規に要求している。

(9) 新型インフルエンザ発生時の適切な救急業務提供体制の整備

近年、東南アジア等を中心に鳥インフルエンザが流行しており、ヒトの感染・死亡例も報告されている。日本でも数件の発生例が報告されていることから、関係省庁対策会議等を通じ、政府一丸となって種々の対策を進めているところである。

特に消防庁においては、救急隊員の感染防止対策を早急に措置する必要がある、新型インフルエンザの感染が急速に拡大した場合、消防・救急業務を適切に継続するための計画策定を促進し、そのためのガイドラインを策定することが重要である。

平成20年度は、所要の資器材配備及び事業継続のための計画策定を行うための経費として、総額93百万円を新規に要求している。

(参考) 主要事業一覧

- 民間事業所における自営消防力の確保に要する経費 1億円
- 緊急消防援助隊の充実強化に要する経費 (緊急消防援助隊設備整備費補助金) 52億円
- ヘリコプターの利活用による被災地情報の収集能力の向上に要する経費 1億6百万円
- 原子力災害対策の拡充に要する経費 11百万円
- 消防防災施設の整備に要する経費 (消防補助金) 33億51百万円
- 特別高度工作車の整備に要する経費 5億25百万円
- 市町村消防の広域化の推進に要する経費 13百万円
- 消防団による地域活動の推進に要する経費 90百万円
- 全国瞬時警報システム (J-ALERT) の整備推進 35百万円
- 国民保護訓練の経費負担に要する経費 94百万円
- 北海道洞爺湖サミット消防・救急体制整備費補助金 4億75百万円

- 住宅用火災警報器等の普及促進に要する経費 60百万円
- 火災危険性の高い小規模施設に対応した防火対策の推進に要する経費 37百万円
- 屋外貯蔵タンクの安全対策の充実 1億19百万円
- 消防防災技術研究開発制度に要する経費 3億46百万円
- 自主防災組織の育成等に要する経費 14百万円
- 救急隊員・救急救命士が行う救命処置等の質の向上に要する経費 16百万円
- 応急手当の普及・促進のためのAED等の救命機器の導入・検討に要する経費 30百万円
- 新型インフルエンザ発生時の適切な救急業務提供体制の整備に要する経費 93百万円

3 概算要求規準 (参考)

平成20年度概算要求については、平成19年8月10日に閣議了解された「平成20年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」(いわゆる概算要求基準)に従って行うこととしている。

概要は以下のとおりである。

(1) 予算概算要求基準の基本的な方針

平成20年度予算は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」で示された歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算であり、これまでの財政健全化の努力を今後とも継続していく。

(2) 具体的な積算方式

① 公共投資関係費

前年度当初予算における公共投資関係費相当額に100分の97を乗じた額を基礎とし(要望基礎額)、当該要望基礎額に100分の120を乗じた額を上限とする。

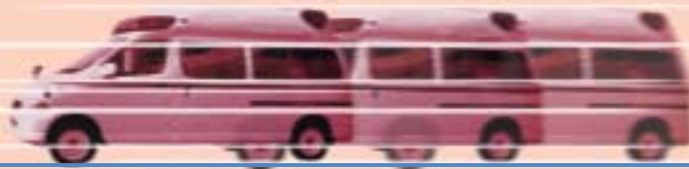
② その他の経費

ア 人件費

前年度当初予算額に相当する額に、平年度化等の増減を加減算するとともに、「国の行政機関の定員の純減について」(平成18年6月30日閣議決定)における純減目標数を踏まえた人件費の減を減算した額の範囲内において要求する。

イ 義務的経費

前年度の当初予算における義務的経費相当額の範囲内



において要求する。

※ 北海道洞爺湖サミットの開催に必要な経費については、前記の金額に加算する。

ウ その他経費

下記の a、b の要望基礎額の合計額に100分の120を乗じた額を上限とする。

a 科学技術振興費

前年度当初予算における科学技術振興費に相当する額を要望基礎額とする。

b その他

前年度当初予算におけるその他経費のうち、a 科学技術振興費以外の額に相当する額に100分の97を乗じた額を要望基礎額とする。

※ その他経費については消防庁に關係する経費を抜粋して記載。

③ 重点施策推進要望

重点施策推進要望（「経済財政改革の基本方針2007」の第2章「成長力の強化」及び第4章「持続的で安心で

きる社会の実現」に掲げられたもののうち、新規性や政策効果が特に高い事業・技術開発に必要な経費に係るものとして各省庁が要望するもの）を行う場合は、①、②について、各省庁の要望の上限額に要望基礎額に1000分の45を乗じた額を加算することができる。

※ 平成20年度消防庁予算概算要求では、重点施策推進要望として、特別高度工作車の整備のため、5億25百万円を要求している。

④ 各経費間の要求の調整

ア～ウにより算出された額の合計額の範囲内で各経費間で所要の調整をすることができる。

⑤ その他

所管を越えた予算配分の重点化を図るため、予算措置の過程において、総額500億円の範囲内で、予算措置の総額の上限に加算可能。

「経済財政改革の基本方針2007」 における消防予算の位置付け

第4章 持続的で安心できる社会の実現

5. 治安・防災、エネルギー政策等の強化

国民の安全と安心の確保は安定した経済成長の基盤である。政府は、治安再生、防災・減災対策、エネルギー政策等を戦略的に推進し、世界の規範となる安全・安心な国づくりを実現する。

【改革のポイント】

2. 集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、災害から国民の生命、財産及び生活を守るため、防災・減災対策を着実に推進する。

【具体的手段】

・ ～略～ また、有事に備えた国民保護施策を推進する。

・ 大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する。その際、学校の耐震化等防災拠点の機能強化の推進、ハザードマップの普及促進等ハード・ソフトの連携を図る。また、消防等地域の災害応急対応力の充実を図る。

・ ～略～ 「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づく取組等新たな感染症への対応を行う。



「危険物施設における保安の充実方策のあり方検討会」の発足

危険物保安室

1 背景

危険物施設における事故件数は近年増加傾向が著しく、平成18年においても過去最高を更新しています。また、想定される東海地震、東南海・南海地震などのプレート境界型の大地震や首都直下地震の切迫性も指摘されており、危険物施設の被害等も懸念されています。このようなことから、危険物施設における保安レベルの向上を図るとともに、多発する危険物施設の事故原因の究明を推進し、地震時等における被害軽減や事故防止等の保安の充実を図ることが極めて重要となっています。このため、消防庁では、危険物施設における保安の充実方策のあり方について総合的に検討することとしました。

2 検討会について

(1) 検討事項

- ・危険物施設に係る事故防止対策のあり方について
- ・複雑多様化する危険物施設における事故原因究明のあり方について
- ・自主保安推進方策のあり方について
- ・その他危険物施設の保安対策の充実に関すること

(2) 検討スケジュール

- ・第1回 平成19年7月6日開催
- ・第2回 平成19年9月18日開催
- ・第3回 平成19年11月開催予定

(3) 検討会の構成委員

危険物施設における保安の充実方策のあり方検討会委員

(五十音順・敬称略)

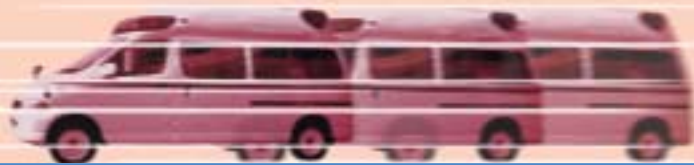
朝倉 紘治	財団法人エンジニアリング振興協会研究理事
伊藤 英男	川崎市消防局予防部長
伊藤 正夫	市原市消防局次長
大谷 英雄	横浜国立大学大学院環境情報研究院教授
尾崎 研哉	財団法人全国危険物安全協会常務理事兼 企業防災対策室長
北村 吉男	東京消防庁予防部長
次郎丸誠男	危険物保安技術協会特別顧問
鶴田 俊	総務省消防庁消防大学校消防研究センター 技術研究部特殊災害研究室長
西本 義美	堺市高石市消防組合消防本部予防部長
平野 敏右	座長・千葉科学大学学長
藤田 哲男	石油化学工業協会 保安・衛生委員会消防防災専門委員長
藤原 肇	大阪市消防局予防部長
松木 邦夫	社団法人日本化学工業協会環境安全部部长
松原 美之	総務省消防庁消防大学校消防研究センター 研究統括官
横山 健一	石油連盟消防・防災部会長
龍角 英治	北九州市消防局予防部長



危険物施設における保安の充実方策のあり方検討会の模様



検討会の趣旨説明を行う大石利雄消防庁次長



「救急業務高度化推進検討会」の発足

救急企画室

1 検討会の必要性

全国の救急自動車の出場件数は平成18年中に523万件と前年に比べて初めて減少しましたが、少子高齢化や独居・核家族化が進むなど、今後も救急需要は増加するものと見込まれます。

こうした救急需要によって、救急自動車の現場到着所要時間が遅れる傾向にあり、救命効果の向上を図るためには、救急業務の更なる高度化を図る必要があります。

特に近年、救急救命士が行う救急救命処置の範囲が拡大される中で、救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を医学的観点から保障するメディカルコントロール体制の充実強化が不可欠となっています。

消防庁では、真に緊急を要する傷病者の対応が遅れることのないように、平成17年度には「救急需要対策に関する検討会」を、平成18年度には「救急業務におけるトリアージに関する検討会」をそれぞれ開催し、検討を進めてきました。その結果、緊急度・重症度が高い救急事案に対して、より迅速な対応が可能となるように、トリアージに関しては引き続き検討を行い、運用体制を確立する必要があると提案されました。

以上のことを踏まえ、消防庁では、救急業務の高度化に関する諸問題を検討するため、今年度も引き続き標記検討会を開催することとしました。

2 第1回開催

平成19年7月19日、東京都千代田区の全国町村会館において「救急業務高度化推進検討会」を開催しました。

概要は次のとおりです。

1. 救急業務におけるトリアージについて

(1) 救急業務におけるトリアージに関する検討会報告書に



救急業務高度化推進検討会の模様

ついて

(2) 救急業務におけるトリアージについて消防本部からの報告

・横浜ディスパッチシステム検討結果報告（横浜市安全管理局）

・現場における救急搬送トリアージの試行について（東京消防庁）

・東京消防庁救急相談センター概要（東京消防庁）

・AED救急活動支援について（札幌市消防局）

2. メディカルコントロール体制等について

(1) 全国メディカルコントロール協議会連絡会について

(2) メディカルコントロールについての消防本部からの報告

・京都市におけるメディカルコントロール体制について（京都市消防局）

3. 今年度の検討内容について

(1) 救急業務の高度化推進にあたって（日本医師会）

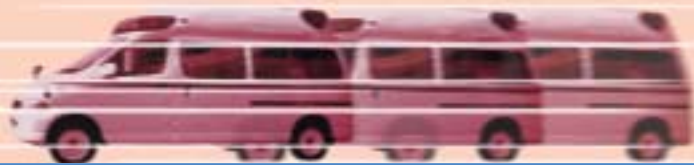
3 今後の予定

救急業務高度化推進検討会に「救急業務におけるトリアージ」と「メディカルコントロール体制のあり方」の作業部会を設け、個々に検討を行い、本会については年度内に3～4回開催する予定です。次回の開催が決定次第、各関係機関には情報提供いたします。

救急業務高度化推進検討会委員

（五十音順・敬称略）

石井 正三	日本医師会常任理事
大泉 淳一	総務省消防庁救急企画室長
奥田 善治	京都市消防局安全救急部長
川手 晃	救急振興財団副理事長
坂本 哲也	帝京大学医学部救命救急センター教授
佐藤 敏信	厚生労働省医政局指導課長
島崎 修次	杏林大学医学部救急医学教授
鈴木 英昭	札幌市消防局警防部長
高橋 規夫	横浜市安全管理局警防部長
中川 和之	時事通信社編集委員
野口 英一	東京消防庁救急部長
樋口 範雄	東京大学法学部教授
南 砂	読売新聞東京本社編集委員
山本 保博	座長・日本医科大学救急医学主任教授
米村 滋人	東北大学大学院法学研究科准教授



「救急業務高度化推進検討会」の発足

救急企画室

1 検討会の必要性

全国の救急自動車の出場件数は平成18年中に523万件と前年に比べて初めて減少しましたが、少子高齢化や独居・核家族化が進むなど、今後も救急需要は増加するものと見込まれます。

こうした救急需要によって、救急自動車の現場到着所要時間が遅れる傾向にあり、救命効果の向上を図るためには、救急業務の更なる高度化を図る必要があります。

特に近年、救急救命士が行う救急救命処置の範囲が拡大される中で、救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を医学的観点から保障するメディカルコントロール体制の充実強化が不可欠となっています。

消防庁では、真に緊急を要する傷病者の対応が遅れることのないように、平成17年度には「救急需要対策に関する検討会」を、平成18年度には「救急業務におけるトリアージに関する検討会」をそれぞれ開催し、検討を進めてきました。その結果、緊急度・重症度が高い救急事案に対して、より迅速な対応が可能となるように、トリアージに関しては引き続き検討を行い、運用体制を確立する必要があると提案されました。

以上のことを踏まえ、消防庁では、救急業務の高度化に関する諸問題を検討するため、今年度も引き続き標記検討会を開催することとしました。

2 第1回開催

平成19年7月19日、東京都千代田区の全国町村会館において「救急業務高度化推進検討会」を開催しました。

概要は次のとおりです。

1. 救急業務におけるトリアージについて

(1) 救急業務におけるトリアージに関する検討会報告書に



救急業務高度化推進検討会の模様

ついて

(2) 救急業務におけるトリアージについて消防本部からの報告

・横浜ディスパッチシステム検討結果報告（横浜市安全管理局）

・現場における救急搬送トリアージの試行について（東京消防庁）

・東京消防庁救急相談センター概要（東京消防庁）

・AED救急活動支援について（札幌市消防局）

2. メディカルコントロール体制等について

(1) 全国メディカルコントロール協議会連絡会について

(2) メディカルコントロールについての消防本部からの報告

・京都市におけるメディカルコントロール体制について（京都市消防局）

3. 今年度の検討内容について

(1) 救急業務の高度化推進にあたって（日本医師会）

3 今後の予定

救急業務高度化推進検討会に「救急業務におけるトリアージ」と「メディカルコントロール体制のあり方」の作業部会を設け、個々に検討を行い、本会については年度内に3～4回開催する予定です。次の開催が決定次第、各関係機関には情報提供いたします。

救急業務高度化推進検討会委員

（五十音順・敬称略）

石井 正三	日本医師会常任理事
大泉 淳一	総務省消防庁救急企画室長
奥田 善治	京都市消防局安全救急部長
川手 晃	救急振興財団副理事長
坂本 哲也	帝京大学医学部救命救急センター教授
佐藤 敏信	厚生労働省医政局指導課長
島崎 修次	杏林大学医学部救急医学教授
鈴木 英昭	札幌市消防局警防部長
高橋 規夫	横浜市安全管理局警防部長
中川 和之	時事通信社編集委員
野口 英一	東京消防庁救急部長
樋口 範雄	東京大学法学部教授
南 砂	読売新聞東京本社編集委員
山本 保博	座長・日本医科大学救急医学主任教授
米村 滋人	東北大学大学院法学研究科准教授

平成18年中の救急・救助の概要(速報版)

救急企画室・参事官・応急対策室

1 救急業務の実施状況

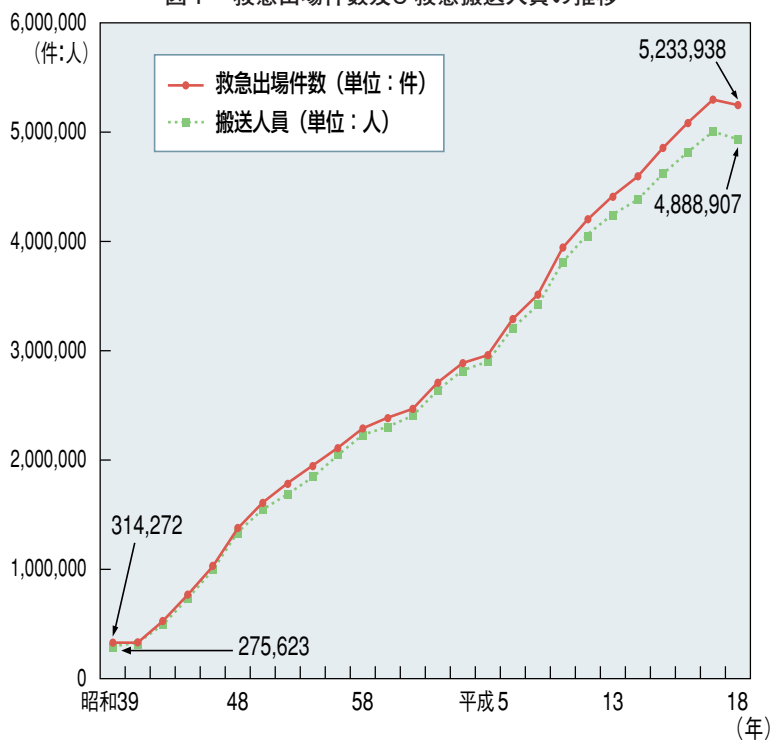
初めて救急出場件数は微減

平成18年中の救急出場件数及び救急搬送人員は、それぞれ523万3,938件、488万8,907人(ヘリコプターによる出場件数2,775件、搬送人員2,690人を含む。)と、平成17年中と比較し、件数は4万6,490件、搬送人員は6万9,456人の減少となり、出場件数、搬送人員ともに、昭和38年に統計データの収集を開始して以来、初めて微減となりました(図1参照)。

救急自動車による出場件数は、一日平均約1万4,332件で、約6.0秒(前年と同じ)に1回の割合で救急出場し、国民の約26人(前年と同じ)に1人が救急自動車により搬送されたこととなります。

また、現場到着までの所要時間の全国平均は6.5分で前年と同じでしたが、医療機関収容までの所要時間の全国平均は29.8分(前年は31.1分)となり、1.3分の短縮がみられました。

図1 救急出場件数及び救急搬送人員の推移



※平成10年以降の救急出場件数及び搬送人員については、ヘリコプター搬送分を含む。

救急救命士を運用している救急隊数は全国4,940隊のうち4,201隊(85.0%)

消防庁では、「すべての救急隊に救急救命士が常時1名配置される体制」を目標に、救急救命士の養成と、運用体制の整備を推進しています。

平成19年4月1日現在、救急救命士を運用している消防本部数は、全国807消防本部のうち806本部(99.9%:前年と同じ)、救急救命士を運用している救急隊数は、全国4,940隊のうち4,201隊(85.0%:前年は82.4%)となり、その割合は年々高まってきています。また、救急業務に従事している救急救命士数は1万7,907人(前年は1万6,844人)となり、こちらも年々増加しています。

救急救命処置等の実施件数は7万件以上

救急救命士が救急救命士法に基づいて行う処置については、「器具による気道確保」、「除細動」、「静脈路確保」、「薬剤投与」の4つがあります。

平成18年中の「器具による気道確保」は4万7,065件、「除細動」は1万2,710件、「静脈路確保」は1万6,999件、「薬剤投与」は1,780件で、合計7万8,554件となっており、対前年比17.0%増となりました。

応急手当講習の受講者は146万人以上

消防庁では救命効果の向上を図るため、バイスタンダー(救急現場に居合わせた人)による応急手当の普及啓発活動を推進しています。平成18年中に消防機関が行った応急手当普及講習の修了者数は、146万8,466人(うち普通救命講習138万7,866人、上級救命講習8万600人)となり、国民の約86人に1人が受講したことになります。

また、応急手当が実施された傷病者数は、全国の救急隊が搬送した心肺停止傷病者数の35.3%にあたる3万5,527人となっています。

2 救助業務の実施状況

救助出動件数・救助活動件数ともに交通事故が第1位

平成18年中における全国の救助活動の状況は、救助出動件数8万3,561件、救助活動件数5万3,619件であり、事故種別ごとに救助活動の状況をみると、救助出動件数で最も多いのは、交通事故の3万3,539件で全体の40.1%を占め、次いで建物等による事故2万960件(25.1%)、火災6,501件(7.8%)の順となっています(表1参照)。

また、救助活動件数でも交通事故が最も多く1万

9,259件で全体の35.9%を占め、次に多いのは建物等による事故の1万6,440件(30.7%)で、以下、火災、水難事故、機械による事故の順となっています。

3 消防防災ヘリコプターの活動状況

消防防災ヘリコプターによる救急出動件数が過去最高

平成18年中の消防防災ヘリコプターによる全出動件数は、5,649件であり、そのうち救急による出動件数が2,775件(全体の49.1%、対前年283件増)と過去最高を記録しました(図2参照)。

表1 事故種別救助活動状況

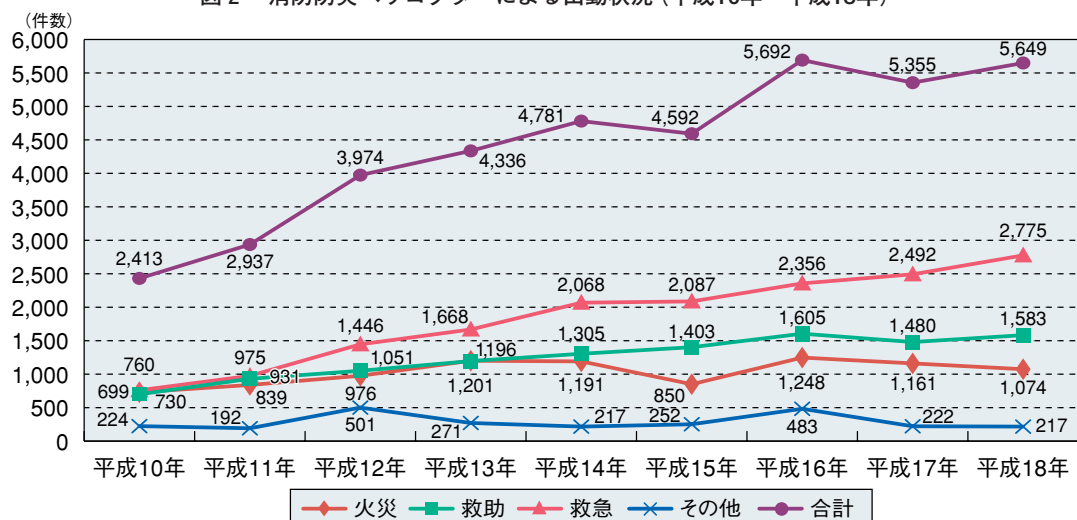
(平成18年中)

区分	火災	交通事故	水難事故	自然災害	機械による事故	建物等による事故	ガス欠及び酸欠事故	破裂事故	その他	合計
救助出動	6,501 7.8%	33,539 40.1%	3,470 4.2%	422 0.5%	2,099 2.5%	20,960 25.1%	182 0.2%	11 0.0%	16,377 19.6%	83,561 100%
救助活動	6,501 12.1%	19,259 35.9%	2,297 4.3%	214 0.4%	1,034 1.9%	16,440 30.7%	76 0.2%	5 0.0%	7,793 14.5%	53,619 100%
救助人員	1,716 3.0%	26,657 47.0%	2,336 4.1%	648 1.1%	1,355 2.4%	16,229 28.6%	89 0.2%	2 0.0%	7,696 13.6%	56,728 100%

※%は構成比を示します。

※火災時の救助出動件数は、出動し、実際に救助活動を実施した場合に出動件数として計上しています。
したがって、救助出動件数と救助活動件数は同数となっています。

図2 消防防災ヘリコプターによる出動状況(平成10年～平成18年)



※平成18年については、速報値である。

※「その他」とは、地震、風水害、大規模事故等における警戒、指揮支援、情報収集等の調査活動並びに資機材及び人員搬送等、火災、救助、救急出場以外の出動をいう。

地域安心安全ステーションホームページの開設

防災課

地域安心安全ステーションホームページの概要

消防庁では、地域の安心・安全の確保のために重要な、自主防災組織などの地域コミュニティにおける住民パワーを生かし、防災・防犯等の幅広い連携による地域防災力の向上を図るため、公民館や消防団詰所等の各地区の防災拠点を「地域安心安全ステーション」と位置付け、平成16年度より「地域安心安全ステーション整備モデル事業」を実施しています。

このたび、国民の皆様へ、地域安心安全ステーションの内容について幅広くお知らせするため、事業の内容、活動団体、優良事例等を紹介するホームページを開設しました。

このホームページが、国民の皆様の防災活動の参考となり、自主防災組織を中心とした地域防災力の向上、さらには地域コミュニティの活性化に役立つことを期待しています。

ホームページのアドレス

<http://www.fdma.go.jp/anshin/index.html>

掲載内容

- ・平成16年度から平成18年度までの地域安心安全ステーション整備モデル事業における活動実施団体(203団体を掲載し、年度別・都道府県別の検索が可能)
- ・地域安心安全ステーションの伝道師の紹介
- ・優良事例(平成17年度、18年度に選定された20事例を掲載)
- ・消防庁の取組

今後の予定

毎年度の地域安心安全ステーション選定団体及び消防庁の取組を掲載していく予定です。

消防庁では、地域コミュニティの住民パワーを生かし、地域の安心・安全を構築するため、自主防災組織等を核に地域の様々な団体が広域に連携し、防災・防犯活動を行う「地域安心安全ステーション整備モデル事業」を平成16年度から実施しています。このホームページでは、地域の安心安全を確保し、地域の防災力をさらに向上させるために、さまざまな取り組みを行っている自治体の防災担当者や自主防災組織のリーダーのみなさんの活動を紹介しています。

地域安心安全ステーション整備モデル事業

地域安心安全ステーションとは?
地域安心安全ステーション事業の概要を説明します

活動団体検索
全国の活動実施団体を調べるができます

活動事例
参考となる実施団体の活動内容を知ることができます

消防庁の事業紹介
講演会など、消防庁が行っている取り組みを紹介します

地域安心安全ステーションの伝道師の方々を紹介

活動団体項目別検索

都道府県別 **年度別**

HOME | 地域安心安全ステーションとは? | 活動団体検索 | 活動事例 | 消防庁の事業紹介 | 伝道師の方々を紹介 |

総務省消防庁 〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2 電話 03-5253-5111(代表)
Copyright©2006 Fire and Disaster Management Agency. All Rights Reserved.

平成19年度住宅防火対策推進シンポジウムの開催

予防課

1. 目的

消防庁では、住宅防火対策について、平成13年4月1日に策定した「住宅防火基本方針」に基づき、各種施策を推進しています。

特に、平成18年6月1日から新築住宅へ住宅用火災警報器の設置が義務付けられましたが、平成15年から4年連続して1,000人を超えている住宅火災による死者数を低減させるには、既存住宅に早期に住宅用火災警報器を普及させるなど、一層住宅防火対策を推進する必要があります。

2. シンポジウムの開催

住宅用火災警報器の普及と住宅防火に対する意識の高揚を図ることは、住宅防火対策の重要性を理解し、住宅用火災警報器の設置への具体的行動へ結びつけるために有効です。

このため、消防庁では、昨年度から「住宅防火対策推進シンポジウム」を開催し、住宅用火災警報器の普及促進を図っています。

今年度は、全国11都市でシンポジウムを開催する予定です。9月30日現在、千葉市、津市、さいたま市、金沢市、熊本市の5箇所で開催しました。なお、10月は姫路市、甲府市、11月は新潟市、豊橋市、郡山市、12月は水戸市で開催されます。



荒木慶司消防庁長官のあいさつ（金沢市）

3. シンポジウムの概要

開会のあいさつ後、第1部では、東京理科大学大学院・菅原進一教授による「住宅防火の重要性」についての基調講演、第2部では、「地域と行政の連携による住宅防火の推進」というテーマで、消防機関（消防庁、消防本部）、消防関係団体（消防団、婦人（女性）防火クラブ等）、消費者団体、高齢者福祉担当者、報道関係等の5つの団体からパネリストを招き、ディスカッションを行いました。ディスカッションでは、各パネリストから有用な情報を提供してもらうなど、参加した地域住民の皆様には住宅防火に対する理解を深めていただき、住宅用火災警報器等の設置・普及の啓発に資する内容となっています。



パネルディスカッション（千葉市）



菅原進一教授の基調講演（熊本市）

防災功労者表彰式の開催

総務課

防災功労者表彰は、毎年9月1日の「防災の日」に、「政府、地方公共団体等関係諸機関をはじめ、広く国民が台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の災害についての認識を深めるとともに、これに対する備えを充実強化することにより、災害の未然防止と被害の軽減に資する。」という趣旨に基づいて行われています。

1. 平成19年防災功労者内閣総理大臣表彰式

去る9月4日(火)に内閣総理大臣官邸において、増田寛也総務大臣、冬柴鐵三国土交通大臣、泉信也内閣府特命担当大臣、二之湯智総務大臣政務官、荒木慶司消防庁長官などのご臨席のもと、盛大に挙行されました。また、記念撮影時には安倍晋三内閣総理大臣もご臨席され、より盛大な表彰式となりました。今年は、消防関係では、9団体が受賞しました。

2. 防災功労者消防庁長官表彰式

去る9月6日(木)に消防庁長官室において、荒木慶司消防庁長官、大石利雄消防庁次長、岡山淳国民保護・防災部長、寺村映審議員などの出席のもと、行いました。今回は、2団体が受賞し、消防庁長官から表彰状が授与されました。

内閣総理大臣表彰受賞団体(消防関係)

『北海道佐呂間町竜巻災害における災害功労』

・遠軽地区広域組合佐呂間町消防団 (北海道)

『平成18年7月豪雨における災害功労』

・岡谷市消防団 (長野県)

・諏訪市消防団 (長野県)

・辰野町消防団 (長野県)

・薩摩川内市消防団 (鹿児島県)

・さつま町消防団 (鹿児島県)

・菱刈町消防団 (鹿児島県)

『防災体制の整備』

・東北福祉大学地域減災センター (宮城県)

・東京駅・有楽町駅周辺地区帰宅困難者対策地域協会の

(東京都)

消防庁長官表彰受賞団体

『平成18年9月台風第13号に伴う集中豪雨における災害功労』

・唐津市相知消防団 (佐賀県)

『平成18年9月台風第13号に伴う竜巻災害における災害功労』

・延岡市消防団 (宮崎県)



防災功労者内閣総理大臣表彰式



防災功労者消防庁長官表彰式

第26回全国消防殉職者慰霊祭

総務課

去る9月13日(木)に、財団法人日本消防協会及び全国消防殉職者遺族会の主催により第26回全国消防殉職者慰霊祭が、日本消防会館ニッショーホールにおいて、厳粛に挙行されました。

今回、新たに合祀された御霊は9柱であり、明治初期から今日までに合祀された御霊は合わせて5,386柱になります。

ここに合祀された御霊は、国民の生命、身体及び財産を護るという崇高な消防の使命感と長い伝統の中で培われた旺盛な郷土愛護の精神に燃え、積極果敢に災害に立ち向かい、尊くもその職に殉じられた全国の消防団員、消防職員並びに消防協力殉難者の皆様です。

会場であるニッショーホール正面祭壇には全国の消防殉職者の霊位が祀られ、また、同ホール内には全国から参列した消防殉職者の遺族や都道府県消防協会関係者、さらには内閣総理大臣代理として魚住裕一郎総務副大臣をはじめ、荒木慶司消防庁長官、小林輝幸全国消防長会会長など多数の消防関係

者が参列しました。

慰霊祭では、最初に片山虎之助日本消防協会会長が全国消防殉職者の名鑑(御霊)を霊位の前に安置する「御霊の奉納」を行い、参列者一同、消防殉職者の御霊に対して黙とうを捧げたのち、片山日本消防協会会長が式辞を述べられました。また、内閣総理大臣(代読：魚住総務副大臣)が「御霊の尊い犠牲を無にすることなく、そのご遺志にこたえるため、今後とも防災体制の整備に取り組むなどして、災害に強い安全・安心な国を創るよう全力を尽くしてまいります。」と追悼のことばを捧げられました。

続いて、荒木消防庁長官、小林全国消防長会会長が追悼のことばを捧げられた後、殉職者への献花が行われました。その後、社団法人江戸消防記念会会員による鎮魂の歌(木遣り)が謡われ、最後に遺族を代表して長崎県島原市の谷口智加恵さんのお礼のあいさつがあり、第26回全国消防殉職者慰霊祭は閉会しました。



「御霊の奉納」を行う片山日本消防協会会長



内閣総理大臣の「追悼のことば」を代読する魚住総務副大臣



社団法人江戸消防記念会会員による鎮魂の歌(木遣り)



「遺族代表あいさつ」を述べる長崎県島原市の谷口智加恵さん

平成19年度「子ども霞が関見学デー」の開催

総務課

「子ども霞が関見学デー」は、子どもたちが親の職場を見学することなどを通じて、親子のふれあいを深め、広く社会を知る機会とするために各府省庁において毎年行われているものです。今年は8月22日(水)、23日(木)に28府省庁等がそれぞれの特色を生かし、様々なプログラムを設けて職場見学や業務説明等を実施しました。

消防庁においても、総務省と合同で中央合同庁舎第2号館1階アトリウム及び北側（警視庁側）

駐車場に専用ブースを設置し、子どもたちが楽しみながら「消防の仕事」を学べるようにいろいろな趣向を凝らしました。

なお、消防庁ブースで実施した内容は、次のとおりです。

【屋内ブース】

- ・ 応急手当をやってみよう
- ・ ぬりえ、ペーパークラフトコーナー
- ・ 防災グッズ、住宅用火災警報器展示コーナー

【屋外ブース】

- ・ 地震の揺れをたいけんしてみよう
- ・ 煙ハウスに入ってみよう
- ・ 消火器を使ってみよう
- ・ 消防服を着て写真を撮ろう
- ・ 消防車にさわって、のってみよう



応急手当をやってみよう



煙ハウスに入ってみよう



地震の揺れをたいけんしてみよう



ぬりえ、ペーパークラフトコーナー

屋内ブースの「応急手当をやってみよう」のコーナーでは、消防庁職員の心肺蘇生法やAED（自動体外式除細動器）の使用方法についての指導に、多くの親子連れが真剣に取り組み、その説明に熱心に耳を傾けていました。東京消防庁及び川崎市消防局にも協力していただいた屋外ブースでは、「地震の揺れをたいけんしてみよう」や「煙ハウスに入ってみよう」などのコーナーに行列ができ、絶えず子どもたちの歓声が上がっていました。

また、今年度は新しく名古屋市消防局の加藤裕康さんに消防庁のヘリコプターや車両のペーパークラフトを作成していただいたところ、子どもたちはもちろんのこと保護者の人気も集めていました。

この2日間で消防庁及び総務省を訪れた子どもたちの数は1,159人（保護者も合わせると1,803人）となっており、平成19年度「子ども霞が関見学デー」も大盛況のうちに幕を閉じました。

平成19年度総合防災訓練の実施概要

応急対策室

1. はじめに

「平成19年度総合防災訓練大綱」に基づき、政府総合防災訓練が9月1日の「防災の日」に、静岡県総合防災訓練とあわせて静岡県伊豆市土肥会場等において実施されました。

今年度の訓練は、東海地震予知対応型訓練として、東海地震観測情報及び東海地震注意情報の発表を受け、政府の警戒宣言が発令された後、静岡県御前崎沖でマグニチュード8.0の地震が発生し、静岡県及び山梨県において震度7を観測、また、神奈川県、愛知県及び長野県において震度6弱以上を観測し、家屋の倒壊や同時多発火災が発生するなど各県各地において大きな被害が発生したとの想定で、救出救護訓練、広域医療搬送訓練等が実施されました。

消防庁では、政府訓練への参加のほか、地方公共団体とも連携し、消防庁消防防災・危機管理センターにおいて東海地震災害対策本部運営図上訓練を実施するとともに、政府の現地対策本部への派遣訓練として、消防車両により職員を土肥会場へ派遣しました。また、静岡県庁及び浜松市会場にも職員を派遣し、消防防災・危機管理センターとの情報伝達通信訓練を実施しました。

土肥会場には、政府調査団として増田寛也総務大臣のほか、荒木慶司消防庁長官が派遣され、訓練終了後には、増田総務大臣から現地の消防職員及び消防団員に対して激励が行われました。

2. 緊急消防援助隊運用訓練

浜松市の会場では、緊急消防援助隊として参加した福岡市消防局の救助隊と浜松市消防本部との合同訓練が、訓練大綱に基づき実施されました。また、この訓練に際し、消防庁と防衛省が締結している「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」に基づく実動面での検証を行うため、福岡市消防局(福岡県隊)の救助工作車Ⅳ型2台を福岡市の航空自衛隊春日基地からC-130輸送機に積載し、航空自衛隊浜松基地までの輸送訓練を自衛隊の協力の下に実施しました。



増田総務大臣による消防庁消防防災・危機管理センターの視察



AEDの取扱説明を受ける安倍内閣総理大臣



増田総務大臣による激励

(1) 自衛隊輸送機への消防車両積載訓練

航空自衛隊春日基地の駐機場にて、C-130輸送機へ福岡市消防局の緊急消防援助隊車両(救助工作車Ⅳ型



C-130 輸送機への消防車両積載訓練

2 台)を積載し、離陸しました。約 1 時間30分のフライト後、航空自衛隊浜松基地に着陸し、消防車両を降機の後、浜松市消防本部の先導により、緊急消防援助隊の進出拠点を経て訓練会場に向かいました。

(2) 受援対応訓練

大規模災害発生時における緊急援助隊の受入れ等を円滑かつ効率的に実施できるよう、緊急消防援助隊と受援側の浜松市消防本部が相互に連携した訓練を実施しました。

(3) 連携救助訓練

地震によりコンクリート造 5 階建ての建物の 4 階部分が座屈し、4 階及び 5 階部分に多数の要救助者が発生したとの想定で訓練が実施されました。指揮隊は座屈建物北側駐車場に現場本部を設置、活動方針の下命を受けた緊急消防援助隊(福岡市消防局)は浜松市消防本部隊と連携し、人命検索・救助活動訓練を実施しました。



はしご車を活用した人命検索



活動方針の下命を受ける緊急消防援助隊

3. おわりに

このほかにも、9 月 1 日の「防災の日」を中心とする防災週間に、全国各地で地域の実情に応じ、地震等の大規模災害を想定した訓練が実施されました。地方公共団体の実施状況は、44 都道府県、参加団体約 2 万 7,000 団体、参加人員約 180 万人にのぼり、国の関係機関、事業所、地域住民等がそれぞれの役割を確認しつつ連携した訓練が行われました。

平成 19 年は地震等の自然災害が多発しており、緊急消防援助隊が出動した災害はすでに 4 件となっています。このことから、消防庁ではこのような訓練を通じて国民の一人ひとりが防災に関する意識を高めることが重要であると考えております。

最後に、このたびの訓練実施に際しまして、ご協力をいただきました各関係機関の皆様には厚くお礼を申し上げます。



連携した救助活動

消防通信

北から
南から



市民の安心・安全の確保

平塚市消防本部は、管内人口26万441人、世帯数10万2,682、総面積67.88km²を管轄し、その体制は、1本部6課1署6出張所1分遣所で組織し、268人の消防職員と379人(19分団)の消防団員で市民の安心・安全の確保に努め、管内で発生する様々な事案に対応しています。

豊かな自然と個性ある文化

平塚市は、首都50km圏にあたる神奈川県中央南部に位置し、気候が温暖で里山や田園、海、川に囲まれ、豊かな自然に恵まれた暮らしやすいまちです。豪華な竹飾りで有名な「湘南ひらつか七夕まつり」、多くのプロ棋士を育てた故木谷實九段で知られる囲碁などの固有の文化、平塚市にホームグラウンドがある湘南ベルマーレを始めとしたプロから市民レベルまでの幅広いスポーツ文化などがあります。

多様な産業と多彩な市民活動

当市は、農・工・商業などが盛んで、農業産出額、工業出荷額、商業販売額の県内シェアは上位にあります。東海道平塚宿の名残や歴史資源を発見し、伝える活動、囲碁や食の文化を広める活動、豊かな自然を守り、ふれあう活動など、多彩な市民活動が活発に展開されています。

また、地域組織である自治会活動のほか、「町内福祉村」などの地域住民が支え合い、市と力を合わせて暮らしやすいまちをつくっていく活動が広がりつつあります。

毎月9日はAED講習日

近年、多くの市民がAED(自動体外式除細動器)に関心を持ち、問い合わせが多くなったことから、「救急」にちなみ毎月9日にAEDを含めた普通救命講習会を開催しています。「大切な命、あなたは救えますか?」をキャッチコピーに、バス車内、ローカル紙、市のホームページなどの広告媒体を利用して広報活動を行いました。

神奈川県 平塚市消防本部



神奈川県 平塚市消防本部
消防長 出縄 高昭

た。回を重ねるごとに受講者が増え、現在は毎回20人程度の方々が受講されています。一人でも多くの方に受講していただき、救命率の向上を図っていきたくと考えています。

あなたも家庭の救命士

毎月9日は、**AED講習日!**



9時から12時まで

問合せ先

平塚市消防本部
警防課救急救命担当

☎0463-21-9729

「AED講習日」広報ポスター

平塚駅で鉄道災害訓練

当消防本部では、JR東日本平塚駅などと合同で毎年1回、鉄道災害訓練を実施しています。3回目となる今年は、初めて駅舎、列車を使用しての列車内発災を想定し、消防、警察、医療機関、JR東日本が参加して各機関の連携強化を図るとともに、効果的・効率的な災害対応や早期復旧に向けた訓練を実施しました。この訓練により、消防と他機関との連携についての課題も浮かび上がり、それを踏まえ、今後の災害発生時における



鉄道災害訓練

鉄道の安全運行及び円滑な消防活動の構築に努めていきたいと考えています。

おわりに

当消防本部では、複雑多様化する災害・事故に対応するため、救急隊員への教育訓練の強化、資機材の充実を図るとともに、市民への応急手当の普及を推進いたします。また、消防力を高めるため、消防庁舎、消防車両及び通信の整備充実を図り、安心・安全なまちづくりを目指してまいります。

消防関係団体が協力し防火ポスターを作成

川崎市消防局

川崎市消防局高津消防署、高津消防団、高津防火協会など高津区内の消防関係6団体が協力し、「地域に根ざした身近な消防」をメインテーマとした防火ポスターを作成しました。ポスターはスローガンである「火の用心 笑顔のまち たかつ」と、区内消防関係6団体から選ばれた代表者の「笑顔」で構成され、地域の消防防災力の向上を図ることを目的としています。また、防火協会会員事業所を代表してJ1・川崎フロンターレの我那覇選手も参加し、地元の方々と共に「火の用心」を啓発しています。



防火ポスター(左)と「火の用心ストラップ」(右)

魚沼市消防団が普通救命講習を受講

魚沼市消防本部

魚沼市消防本部は去る9月9日の「救急の日」に魚沼市消防団員を対象に普通救命講習を実施しました。受講した消防団員は、各方面隊の地域のリーダーとなる団員40人で、午前の部・午後の部にそれぞれ分かれ、人工呼吸や胸骨圧迫(心臓マッサージ)のほかに市内で配備が進められているAEDの取扱方法についても受講しました。団員たちは、救命のリレーの大切さを再認識し、そのリレーの一員になれるよう真剣に受講するとともに、地域のリーダーとしての意識の高揚を図りました。



普通救命講習の様子

消防通信 望楼 ぼうろう

町家風の消防出張所が完成

金沢市消防局

特別名勝兼六園に近接し、市中心部を管轄する「金沢市中央消防署味噌蔵出張所」が完成し、去る7月19日より業務を開始しました。建物は鉄筋コンクリート造2階建てで、ポンプ車2台と救急車1台を配備し、地域開放型の研修室や感染防止処置室のほか、防災井戸及び防火水槽を設置しています。この地域は金沢市の伝統環境保存区域であることから、屋根は日本瓦葺き、外壁面は格子とした町家風の外観が特徴です。加賀百万石の伝統と文化の薫り高い街並みの防災拠点として位置付けています。



味噌蔵出張所

うるま地区水難防止推進協議大会の開催

うるま市消防本部

うるま市消防本部は去る8月3日、うるま市宇堅ビーチにおいて開催された「うるま地区水難防止推進協議大会」に参加しました。開会式の後、ヘリコプターや水上バイクによる水難事故を想定した救助訓練や救急隊員によるAEDを使用した心肺蘇生法の講習等を行いました。協議大会には消防や警察、市役所など関係団体のほか、市内の保育園児や小学生、自治会などから約150人が参加し、海浜等における水難事故の未然防止、地域住民の水難事故防止意識の高揚を図りました。



救急隊員による心肺蘇生法の講習風景

消防通信／望楼では全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

■ 火災調査科 (第13期)

火災調査科第13期は、6月12日から8月3日まで実施されました。今年度の教育内容は、火災原因調査における指揮、指導者の育成の効率化を図るため、実践的なカリキュラムの推進を目標としました。このため、従来34日間(234時間)であった教育期間を37日間(255時間)に延長しました。

座学では、説明責任等火災調査を取り巻く現状を認識するとともに、その対応能力を高めるため、PL法対策、訴訟対応の現状と課題、今後の対応策について事例に基づく講義を実施しました。

さらに、演習では講義演習、火災調査書類に加え、学生間の問題意識を高め、その解決能力の向上を図るため課題研究を実施しました。その結果、成果物の内容及び発表要領については、教育目標を十分達成するもので、学生からも「苦労はしたが大きな達成感があった。」との意見が多くありました。

次に実科ですが、模擬家屋実習では、学生の調査技術、経験の差を踏まえ、棟別(4棟)に難易度(内装材の変更等)を設定しました。それにより、調査の基本から応用



模擬家屋調査実習



車両火災鑑識実習(学生による出火原因説明)

まで広範囲にわたる実習が可能となり、燃焼性状に応じた出火箇所の判定から原因判定に至る技法を習得することができました。

また、車両火災分野に関する講義においては、授業を3段階に分けて実施しました。

車両の基本構造の理解から実践的な車両鑑識に進むことにより、見分要領及び鑑識技術の向上を図ることができました。

最終段階の鑑識実習(2台を2班に分けて実施)において、学生が他の班員に原因説明を実施したことは、製造物火災における説明責任の重要性を認識することにつながったと思います。

この教育期間中で得た知識、技術、経験、何より人とのつながりは、48人全員にとってかけがえのないものです。今後は、火災調査科卒業生としての誇りと自信を持ち、科学的立証に基づいたスタンスで火災調査業務を遂行されることを期待します。

「空振りは許されるが、見逃しは許されない。」は、火災調査科第13期生の信条です。

■ 警防科 (第81期)

警防科第81期は、6月12日から8月3日まで実施されました。

今年度の教育内容は、警防業務に関する高度な知識及び技術を専門的に習得させ、警防業務の教育指導者等と

しての資質を向上させるとともに、消防力の整備指針に新たに組み入れられた指揮隊に重点を置き、その活動要領の習得を推進するために指揮訓練の時間数を増加しました。

座学では、消防法制や消防実務管理、教育指導者としての教育技法などの消防管理、火災現場指揮をはじめとする各種災害種別による活動対策を学ぶ消防運用など、高度な知識を習得することができました。

また、講義演習においては、各学生が消防学校において警防業務に関する講義が行えるよう決められたテーマに沿って講義資料を作成し発表するなど、教育指導者としてより実践的な演習も行いました。

指揮訓練については、消防力の整備指針に基づき3人



3人体制による現場指揮訓練



東京消防庁の部隊を実際に運用しての大隊訓練

体制の指揮隊に特化した訓練を実施しました。訓練時間も7時間増加させ、また、前回の警防科卒業生を教育支援教官として招き、指揮隊の基礎的な活動要領を学んだところです。さらに東京消防庁の実働部隊を実際に運用する部隊指揮大隊訓練などにより、指揮隊の重要性と各隊員の活動要領などを重点的に習得することができました。

このほか、最新消火システムの導入事例として「C A F S (圧縮空気泡：キャプス)」の実習を行いました。

消防大学校において習得した知識・技術をそれぞれの消防本部に持ち帰り、更なる活躍をされるよう期待しています。

消防大学校成績優秀者 (学生番号順)

科 名 (期)	氏 名	所属消防本部 (都道府県)
幹部科 (第5期) 6月14日～8月1日 57名	森田 靖夫 北原 孝夫 永家 秀夫 松本 和之 三中 正登 諸田 政明	杉戸町消防本部 (埼玉県) 伊那消防組合消防本部 (長野県) 稲沢市消防本部 (愛知県) 伊丹市消防局 (兵庫県) 赤穂市消防本部 (兵庫県) 鳥取県西部広域行政管理組合消防局 (鳥取県)
警防科 (第81期) 6月12日～8月3日 60名	村田 雄二 吉井 守 高山 仁一 後藤 健一 田中 幸造 原田 利晴	南渡島消防事務組合消防本部 (北海道) 高崎市等広域消防局 (群馬県) 太田市消防本部 (群馬県) 藤沢市消防本部 (神奈川県) 南越消防組合消防本部 (福井県) 静岡市消防防災局 (静岡県)
火災調査科 (第13期) 6月12日～8月3日 48名	前谷 賢一 安藤 克典 茅根 宏臣 石原 武彦 江里口忠征	北見地区消防組合消防本部 (北海道) さいたま市消防局 (埼玉県) 船橋市消防局 (千葉県) 中濃消防組合消防本部 (岐阜県) 佐賀広域消防局 (佐賀県)

しての資質を向上させるとともに、消防力の整備指針に新たに組み入れられた指揮隊に重点を置き、その活動要領の習得を推進するために指揮訓練の時間数を増加しました。

座学では、消防法制や消防実務管理、教育指導者としての教育技法などの消防管理、火災現場指揮をはじめとする各種災害種別による活動対策を学ぶ消防運用など、高度な知識を習得することができました。

また、講義演習においては、各学生が消防学校において警防業務に関する講義が行えるよう決められたテーマに沿って講義資料を作成し発表するなど、教育指導者としてより実践的な演習も行いました。

指揮訓練については、消防力の整備指針に基づき3人



3人体制による現場指揮訓練



東京消防庁の部隊を実際に運用しての大隊訓練

体制の指揮隊に特化した訓練を実施しました。訓練時間も7時間増加させ、また、前回の警防科卒業生を教育支援教官として招き、指揮隊の基礎的な活動要領を学んだところです。さらに東京消防庁の実働部隊を実際に運用する部隊指揮大隊訓練などにより、指揮隊の重要性と各隊員の活動要領などを重点的に習得することができました。

このほか、最新消火システムの導入事例として「C A F S (圧縮空気泡：キャプス)」の実習を行いました。

消防大学校において習得した知識・技術をそれぞれの消防本部に持ち帰り、更なる活躍をされるよう期待しています。

消防大学校成績優秀者 (学生番号順)

科 名 (期)	氏 名	所属消防本部 (都道府県)
幹部科 (第5期) 6月14日～8月1日 57名	森田 靖夫 北原 孝夫 永家 秀夫 松本 和之 三中 正登 諸田 政明	杉戸町消防本部 (埼玉県) 伊那消防組合消防本部 (長野県) 稲沢市消防本部 (愛知県) 伊丹市消防局 (兵庫県) 赤穂市消防本部 (兵庫県) 鳥取県西部広域行政管理組合消防局 (鳥取県)
警防科 (第81期) 6月12日～8月3日 60名	村田 雄二 吉井 守 高山 仁一 後藤 健一 田中 幸造 原田 利晴	南渡島消防事務組合消防本部 (北海道) 高崎市等広域消防局 (群馬県) 太田市消防本部 (群馬県) 藤沢市消防本部 (神奈川県) 南越消防組合消防本部 (福井県) 静岡市消防防災局 (静岡県)
火災調査科 (第13期) 6月12日～8月3日 48名	前谷 賢一 安藤 克典 茅根 宏臣 石原 武彦 江里口忠征	北見地区消防組合消防本部 (北海道) さいたま市消防局 (埼玉県) 船橋市消防局 (千葉県) 中濃消防組合消防本部 (岐阜県) 佐賀広域消防局 (佐賀県)

平成19年秋季全国火災予防運動

予防課

平成19年11月9日(金)から15日(木)までの7日間、平成19年秋季全国火災予防運動が実施されます。

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災による死傷者及び財産の損失を防ぐことを目的として、毎年11月9番の日である11月9日から1週間の日程で実施されています。この期間に各地で様々な行事やイベントの開催を予定していますので、積極的に参加して防火知識・技能の習得に努めてください。

昨年は全国で5万3,276件の火災が発生し、2,067人の方が亡くなっています。火災原因の約6割が失火によるものであることから、火災を未然に防止するためには、一人ひとりが防火の重要性を認識し、火災を起こさないよう日常生活において防火を実践していくことが大切です。

今年度は、平成15年から昨年まで4年連続で住宅火災による死者数が1,000人を超えていることや、住宅火災による死者の約6割が逃げ遅れにより亡くなられていること、高齢化に伴い更なる死者数の増加が懸念されていることなどから、住宅用火災警報器の早期設置の促進を図ることを主眼とした「住宅防火対策の推進」。そして、放火が平成9年以来10年連続の出火原因の第1位となっていることから、より積極的に放火火災を減少させるための「放火火災・連続放火火災防止対策の推進」。さらには、

兵庫県宝塚市で発生したカラオケボックス火災、長崎県大村市で発生したグループホーム火災等を踏まえた防火管理体制の充実、違反是正指導等に着目した「特定防火対象物等における防火安全対策の徹底」の3点を重点目標に掲げ、積極的に火災予防対策を推進します。

また、各地域の課題に対応した防火安全体制の充実、新潟県中越沖地震等を踏まえた震災時における出火防止対策等について、地域の実情に応じて推進を図ることとしています。

平成19年度全国統一防火標語

『火は見てる あなたが離れる その時を』

1. 重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 放火火災・連続放火火災防止対策の推進
- (3) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

2. 地域の実情に応じた重点目標

- (1) 地域における防火安全体制の充実
- (2) 震災時における出火防止対策等の推進
- (3) 大規模産業施設の安全確保
- (4) 電気火災予防対策の推進
- (5) 消火器の適切な維持管理
- (6) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策
- (7) 文化財建造物等の防火安全対策の徹底

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント —3つの習慣・4つの対策—

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

婦人(女性)防火クラブ活動への理解と参加

防災課

住宅火災による死亡事故を減少させるために、消防法が改正され、すべての住宅に対して火災を早期に感知し、警報する住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。これにより、新築の住宅については平成18年6月1日から設置が義務付けられています。また、既存の住宅についても、各市町村条例で定める日から設置が必要となりますが、住宅火災で亡くなる方を一人でも減らすためには、更なる住宅防火対策の徹底が必要です。

火災予防は、法令の整備や消防防災機関による指導だけでなく、火を取り扱うすべての人の協力が得られて、はじめてその目的を達成することができます。また、家庭においては、防火という面からみた場合、常日頃から火気使用設備器具を扱う機会が多い主婦等の果たす役割が大きいと言えます。

婦人(女性)防火クラブは、そのような家庭の主婦などを中心に組織されており、全国各地に1万2,431団体が結成され、約195万人のクラブ員(平成18年4月1日現在)が活動していますが、近年は組織数及びクラブ員数とも減少傾向にあります。

これら婦人(女性)防火クラブは、火災予防の知識の習得、各家庭の防火診断、住宅用火災警報器の普及啓発・共同購入、初期消火訓練というような家庭防火に役立つ活動が中心となっています。



島根県婦人防火クラブ救命講習会
(写真提供：江津邑智消防組合消防本部)

さらに、各クラブの活動状況は地域の実情や特性により異なり、地震時の家具の転倒を防止するための対策、災害時の後方支援活動など、地域の防火・防災のために幅広い実践活動を行っているクラブもあります。

実際の災害時には、発災直後における初期消火活動、時間経過後の炊き出し、民生委員や介護福祉士などと連携した災害時要援護者の安否確認や避難誘導などの役割が期待されます。

また、大規模災害時には、これまでの災害からも明らかのように、情報の錯そうや各種ライフラインの寸断により、様々な混乱が予想されます。そのため被災直後には、地域の被害を最小限に抑えるために、女性の方々にも積極的に災害対応に当たっていただく必要があります。「自分たちの地域は自分たちで守る」という固い信念と強い連帯意識の下に、火災や災害に強い安心・安全なまちづくりに向け、より多くの女性の方々に、防火・防災の重要性を認識していただき、婦人(女性)防火クラブ活動へ積極的に参加していただけることを期待しています。

いずれのクラブも地域の防火・防災のために貢献し、安心・安全な地域社会の実現に寄与しており、大いに評価されるものです。消防庁としては、防災まちづくり大賞の表彰等を通じ、これら婦人(女性)防火クラブの育成強化の支援に努めていきたいと考えています。



秋田県婦人防火研修会
(写真提供：秋田県婦人防火クラブ連絡協議会)



正しい119番通報要領の呼びかけ〔11月9日は「119番の日」〕 ～迅速・確実な消防活動のために～

防災情報室

国民の生命・財産を守る消防活動の迅速さ、確実性を確保するためには、住民からの的確な119番通報が不可欠です。

119番通報時の留意点について、以下のようにまとめましたのでご活用ください。

How to 119番通報

一刻一秒を争う消火活動や救急・救助活動の始動のために重要なことは、ご承知のとおり119番通報です。

119番通報の受信場所は全国で約1200箇所あり、多くは管轄する消防本部の指令室、または消防署所の通信室ですが、常備消防がない地域では役場などでも受信されています。年間の119番着信件数は全国で900万件（全国消防長会調べ）にも上っており、あなたも通報する場面に遭遇するかもしれません。119番通報に当たってご留意いただきたい点は以下のとおりです。

① 一般的な留意事項

119番緊急通報の際、消防本部等の指令員から「**火事ですか？ 救急ですか？**」と聞かれます。次のとおり、落ち着いて指令員へ情報提供をお願いします。

火災の場合

- ・住所（近くの目標物・ビル等の場合、何階か？）
- ・何が燃えているか？
- ・逃げ遅れはいないか？
- ・通報者の氏名、電話番号

救急の場合

- ・住所（近くの目標物・ビル等の場合、何階か？）
- ・誰がどうしたのか？
- ・通報者の氏名、電話番号

事故の場合

- ・住所（近くの目標物等）
- ・どういう事故か？
- ・怪我人（閉じこめられている人）はいるか？
- ・通報者の氏名、電話番号

緊急通報の際、通報内容から心肺停止状態であることがわかった場合、傷病者への気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫（心臓マッサージ）をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。また、傷病者の年齢、持病、かかりつけの病院

などについては適切な病院搬送につながる情報として、救急車から確認電話の際にお尋ねする場合があります。

② 携帯電話からの通報時の留意事項

現在、119番の通報件数の約2割は携帯電話からの通報であり、そのことに伴ういくつかの注意点があります。

- ・通報場所の住所の確認をお願いします。もし、分からない場合は、近くの人に聞く、道路の看板、電柱等で確認するなどの手段があります。また、高速道路や中央分離帯が設けられた幹線道路などでは、上り車線か、下り車線かということも重要な情報です。
- ・電波の特性上、管轄外の消防本部へ接続される場合があります、この場合は管轄消防本部へ転送されます。転送先でも通報内容を繰り返し聞かれますが、再度の応対につきご理解をお願いします。
- ・確認のために消防本部から折り返し、電話をかけることがありますので携帯電話、PHSの電源は入れたままをお願いします。

③ IP電話からの通報時の留意事項

加入者番号が「050」から始まる電話番号は、119番通報できるものとできないものがありますので、自宅のIP電話が緊急通報に対応しているか、確認してください。対応していない場合は、携帯電話から119番通報するか、あるいは最寄りの消防署の電話番号を控えておけば、いざという時に慌てずに済みます。

119番通報の訓練をしよう ～通報訓練～

火災や救急の必要な場面に遭遇したときには、落ち着いて119番通報することが大切ですが、一生に一度あるか、ないかの緊急事態に直面して、冷静に必要な情報を伝えるのは難しいことです。このため、消防本部では地域の消防訓練などとあわせて、119番の通報訓練を受け付けています。

これは、事前に通報訓練を行うことを連絡した上で、実際に119番通報を体験できるものです。通報訓練を体験しておけば、実際の通報時には大変有効と考えられますので、ご希望の場合にはお近くの消防署へご相談ください。



「119番の日」 シンポジウム ～自治体消防制度60周年記念シンポジウム～

総務課

■開催趣旨

我が国の自治体消防制度が誕生してから、まもなく60周年を迎えます。消防庁においては、自治体消防制度40周年を記念して制定された「119番の日（11月9日）」に、国民の消防全般に対する正しい理解と認識を深めるとともに、広く消防防災に関する意識の高揚と啓発を図り、更なる地域の安心・安全を確立することを目的として本シンポジウムを開催します。

■主催 消防庁、財団法人全国消防協会

■日時 平成19年11月9日（金）
13：00～16：00（12：20開場）

■定員 参加無料 700名

■会場 ニッショーホール（日本消防会館内）
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16



- ・地下鉄銀座線「虎ノ門駅下車」下車・3番出口徒歩5分
- ・地下鉄日比谷線・千代田線「霞ヶ関駅」下車・A13番出口徒歩10分
- ・地下鉄日比谷線「神谷町駅」下車・4番出口徒歩10分
- ・JR「新橋駅」下車・銀座線乗り換え「虎ノ門駅」下車

■プログラム概要

主催者挨拶 消防庁長官

全国消防協会会長

・第10回全国消防広報コンクール賞状授与
最優秀賞受賞団体（4部門4団体）

・記念講演

『阪神・淡路大震災に学ぶ』

講師 貝原俊民氏

（財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構理事長・
元兵庫県知事）

・パネルディスカッション

『消防60年、これまでも・これから』

～これまでの60年を振り返り、今後の展望を考える～

○コーディネーター

室崎益輝氏（消防庁消防大学校消防研究センター所長）

○パネラー

秋本敏文氏（財団法人日本消防協会理事長）

木場弘子氏（キャスター、千葉大学特命教授）

白谷祐二氏（財団法人消防試験研究センター理事長）

山崎 登氏（NHK解説委員）

■参加申し込み方法

●下記の申込書に必要事項をご記入のうえ、FAXにてお申し込み下さい。（はがき又はEメールに参加申込書の内容をご記入し、お申し込みいただいても結構です。）

●当日ご入場の際は、後日送付する参加証をご持参下さい。

※定員に達し次第、締め切らせていただきます。

※いただいた個人情報、本シンポジウムのご案内に必要な範囲内で使用し、目的以外には使用いたしません。

「119番の日」シンポジウム 参加申込書

FAX 03-5349-6648

「119番の日」シンポジウム事務局 行

フリガナ			
氏名			性別 どちらかに○をつけてください
住所	(〒 -)		年齢
電話番号	() -		職業
FAX番号	() -		

※お申し込み締め切り日は
平成19年10月末日です。

お申し込み先

〒167-8088 東京都杉並区荻窪4-30-16
株式会社ぎょうせい ソリューション事業部開発課内
TEL: 03-5349-6633 E-mail: 119@gyosei.co.jp

シンポジウムの内容に関するお問い合わせ先

総務省消防庁総務課内
自治体消防制度60周年記念事業推進室
TEL: 03-5253-7521

8月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防救第101号	平成19年 8月 3日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁救急企画室長	医療提供体制の確保に関する基本方針及び医療計画作成指針並びに疾病又は事業ごとの医療体制構築に係る指針について
消防救第105号	平成19年 8月 6日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁救急企画室長	救急救命士法施行規則第15条に定める「救急活動を行った時間」について
消防災第298号	平成19年 8月 8日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長	「消防団協力事業所表示制度」の積極的な導入について
消防危第170号	平成19年 8月10日	各都道府県消防防災主管課長	消防庁危険物保安室長	危険物施設の休止制度に係る運用状況の実態調査について
消防情第193号	平成19年 8月17日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災情報室長	MCA陸上移動通信システム及び市町村デジタル移動通信システムによる地域住民への災害情報等伝達体制の整備について
消防特第115号	平成19年 8月28日	関係道府県消防防災主管部長	消防庁特殊災害室長	石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所における事故防止体制の充実強化について
消防災第315号	平成19年 8月29日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	消防団員確保の更なる推進について
消防予第308号	平成19年 8月31日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	平成19年度違反建築防止週間の実施に対する協力依頼について
消防予第313号	平成19年 8月31日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	平成19年秋季全国火災予防運動の実施について
消防予第315号	平成19年 8月31日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	平成19年秋季全国火災予防運動実施要綱の取扱いについて

消防庁人事

平成18年 8月31日付

氏 名	新	旧
吉 田 敏 治	出向（総務省大臣官房付へ）（日本都市センター研究室長） 併任 解除	消防大学校調査研究部長 併任 消防大学校教務部長 併任 消防大学校教授
阿 部 勝 男	命 消防大学校調査研究部長事務取扱 命 消防大学校教務部長事務取扱	消防大学校副校長

平成18年 9月 3日付

氏 名	新	旧
山 田 哲 郎	併任 予防課特殊災害室課長補佐	国民保護・防災部防災課課長補佐
伊 藤 哲 也	併任 国民保護・防災部防災課防災情報室主幹 併任 解除	国民保護・防災部防災課主幹 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室主幹
佐 藤 彰	併任 国民保護・防災部防災課国民保護室主幹心得 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室主幹心得 併任 解除 国民保護・防災部防災課防災情報室主幹心得	国民保護・防災部防災課参事官付主幹心得 併任 国民保護・防災部防災課応急対策室主幹心得 併任 国民保護・防災部防災課防災情報室主幹心得
東 侍 郎	併任 予防課特殊災害室主査	国民保護・防災部防災課原子力災害係長 併任 国民保護・防災部防災課地域防災係長

広報テーマ

10 月		11 月	
①緊急消防援助隊の活動に関する住民の理解とブロック合同訓練の推進	応急対策室 予防課 危険物保安室 防災課 参事官 防災課 予防課	①秋季全国火災予防運動	予防課 防災課 危険物保安室 防災情報室
②ガス機器による火災及びガス事故の防止		②婦人(女性)防火クラブ活動の理解と参加の呼びかけ	
③火山災害に対する備え		③危険物施設等における事故防止	
④消防の国際協力に対する理解の推進		④正しい119番通報要領の呼びかけ	
⑤地震発生時の出火防止		《11月9日は「119番の日」》	
⑥防火対象物の表示制度のお知らせ			

消防60年

**119番の日
シンポジウム**

平成19年

11月9日 金

場所／ニッショーホール

**自治体消防制度
60周年記念式典**

平成20年

3月7日 金

これまでも、
これからも。



自治体消防制度60周年

昭和23年3月7日に「消防組織法」が施行され、市町村消防を原則とする我が国の「自治体消防制度」が誕生してから、平成20年3月7日には60周年を迎えます。



総務省消防庁

— 宝くじの収益金は、身近な街づくりに役立っています。—

「自治体消防制度60周年」広報用ポスター

消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

※「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。